

## 火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部改正について

令和7年12月22日  
経済産業省  
産業保安・安全グループ  
鉱山・火薬類監理官付

### 1. 制度の概要

火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）は、原則としてあらゆる火薬類（火薬、爆薬及び火工品）に適用されるが、法第2条第1項第3号へ及び同号に基づく火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条の4第7号の規定により、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成24年経済産業大臣告示第14号。以下「告示」という。）により指定した火工品については、適用を受けないこととされている。

経済産業大臣の指定に当たっては、火薬類の種類、量等を踏まえた火工品自体の安全性や、用途、流通形態等といった取扱状況における安全性が確保されていることを確認する必要があるため、告示は、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会火工品検討ワーキンググループ（以下「火工品検討WG」という。）における確認結果を踏まえた上で、制定することとしている。

### 2. 改正内容

現在、火工品として法の適用を受ける「気泡発生装置用アクチュエーター」及び「消火用ガス発生器」を、法の適用を受けない火工品の対象とするべく所要の改正を行う。また、既に法の適用を受けない火工品として指定されている「着衣型エアバッグガス発生器」について、薬量を変更すべく所要の改正を行う。併せて、現行の告示に規定されている「着衣型エアバッグガス発生器」及び「ヘルメット型エアバッグガス発生器」については、複数の規定が存在することにより複雑化していることから、法執行の効率化や一貫性の確保を目的として、規定の包括による整理を行う。

#### （1）気泡発生装置用アクチュエーター

当該製品は、火薬により内部のピストンを押し出すものであり、気泡発生装置は、当該ピストンの駆動を利用し、ガスを液体に圧縮溶解させることで微小気泡を発生させるものであり、法の火工品に該当するものである。

当該製品について、令和7年9月22日に火工品検討WGを開催し、適用除外火工品審査実施要領（内規）（20140206 商局第1号）に基づき審査を行ったところ、火薬類の種類、量、用途、流通形態等といった一定の要件下においてその安全性が確認され、法の適用を受けない火工品の対象としても特段の問題が無い旨の評価を得たことから、当該製品について、法の適用を受けない火工品として指定する告示の改正を行う。

#### （2）消火用ガス発生器

当該製品は、側薬部と先端部の点火薬を擦り合わせる摩擦点火により、点火薬やガス発生剤を燃焼させ、消火性ガス（不活性ガス）を発生させるものであり、法の火工品に該当するものである。

当該製品について、令和7年9月22日に火工品検討WGを開催し、適用除外火工品審査実施要領（内規）（20140206 商局第1号）に基づき審査を行ったところ、火薬類の種類、量、用途、流通形態等といった一定の要件下においてその安全性が確認され、法の適用を受けない火工品の対象としても特段の問題が無い旨の評価を得たことから、当該製品について、法の適用を受けない火工品として指定する告示の改正を行う。

### （3）着衣型エアバッグガス発生器

当該製品は、火薬により圧力容器の封板を開放し、封入ガス（アルゴン、ヘリウム等）をエアバッグ内に放出させるものであり、法の火工品に該当するものである。

当該製品について、令和7年9月22日に火工品検討WGを開催し、適用除外火工品審査実施要領（内規）（20140206 商局第1号）に基づき審査を行ったところ、火薬類の種類、量、用途、流通形態等といった一定の要件下においてその安全性が確認され、法の適用を受けない火工品の対象として薬量を0.188gから0.606gへ引き上げても特段の問題が無い旨の評価を得たことから、当該製品について、既に対象となっている「着衣型エアバッグガス発生器」について、薬量を変更すべく所要の改正を行う。

## 4. 今後の予定

令和8年2月上中旬 公布、施行予定